

発達障害等相談センター運営事業者募集要項

令和6年1月

宇部市 健康福祉部 障害福祉課

目 次

| | | |
|----|-----------------------------|------|
| 1 | 募集の目的 | P. 1 |
| 2 | 募集する運営事業者における専門的な知識・資格及び予定数 | P. 1 |
| 3 | 実施場所 | P. 1 |
| 4 | 事業実施期間 | P. 1 |
| 5 | 事業者が行う事業と業務 | P. 1 |
| 6 | 予定運営委託料 | P. 1 |
| 7 | 優先交渉権者の選定について | P. 2 |
| 8 | スケジュール等 | P. 2 |
| 9 | 応募資格 | P. 2 |
| 10 | 応募書類等 | P. 3 |
| 11 | 応募書類等の提出 | P. 3 |
| 12 | 応募にあたっての留意事項 | P. 4 |
| 13 | 様式 | P. 4 |
| 14 | 問い合わせ先 | P. 4 |

発達障害等相談センター運営事業者募集要項

宇部市では、発達障害等の障害のある人及びその疑いのある人とその家族等に対して地域生活等の支援を行うため、発達障害等相談センター運営事業者を次のとおり募集します。

1 募集の目的

発達障害等の障害のある人及びその疑いのある人とその家族等（以下「対象者」という。）に対する発達・生活相談をはじめ、支援者育成のための関係機関との連携等を行う発達障害等相談センター運営事業を実施できる事業者を広く募集します。

2 募集する事業者における専門的な知識・資格及び予定数

発達障害はもちろん、他障害についても幅広い知識を有しており、専門的な資格をもつ相談員が所属する宇部市内の法人とします。募集予定数は1法人とします。

また、対応地域は宇部市全域とします。

3 実施場所

実施場所については、市と事業者で改めて協議することとします。

4 事業実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

なお、事業者が必要な指示に従わないときその他事業を継続することが適当でないと認めるときは、その事業を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

5 事業者が行う事業と業務

発達障害等相談センター運営事業実施要綱及び福祉総合相談対応事業実施要綱に基づく事業とします。

【詳細は発達障害等相談センター運営事業仕様書を参照】

6 予定運営委託料

(1) 受託者に対し、契約期間中に市が払う委託料の上限額は次のとおりとし、市の予算の範囲内で、市と受託者の間で締結する委託契約で定めるものとします。

委託料上限額(1年間)

金 9,850,000 円(消費税及び地方消費税含む)

※ 委託料は、市議会での議決により確定します。

(2) 委託料の支払等

委託料の支払時期、方法については、受託者と協議の上契約書等で定めるものとします。

7 優先交渉権者の選定について

(1) 優先交渉権者の選定方法

別に定める選定委員会において、提出された応募書類及びプレゼンテーションにより、審査及び評価を行い、市が優先交渉権者を決定します。

なお、審査基準は「別紙1 業者選定審査基準」のとおりです。

(2) 選定結果等の通知及び公表

選定結果等は優先交渉権者決定後速やかに発表し、応募者に対して通知します。

8 スケジュール等

(1) 全体のスケジュール

- | | |
|----------|------------------------------|
| ① 募集期間 | 令和6年1月15日（月）から令和6年2月9日（金）まで |
| ② 質問の受付 | 令和6年1月15日（月）から令和6年1月26日（金）まで |
| ③ 事業所の選定 | 令和6年2月下旬頃 |
| ④ 決定・公表 | 令和6年3月上旬頃 |
| ⑤ 契約締結 | 令和6年4月1日（月） |

(2) 募集要項の配布

- | | |
|--------|----------------------------------|
| ① 配布期間 | 令和6年1月15日（月）から令和6年2月9日（金）まで |
| ② 配布時間 | 午前9時から午後5時まで ※ 土曜日、日曜日及び祝日は除く |
| ③ 配布場所 | P.4「14 問い合わせ先」に同じ |
| ④ 配布書類 | P.3「10 応募書類等」に同じ |

(3) 募集に関する質問の受付

- | | |
|--------|---|
| ① 受付期間 | 令和6年1月15日（月）から令和6年1月26日（金）まで |
| ② 受付方法 | 応募質問票（様式第5号）をメールにより提出 ※ 提出する際の件名は「発達障害等相談センター応募質問票の提出」とすること。 |
| ③ 提出先 | P.4「14 問い合わせ先」に同じ |
| ④ 回答方法 | 市ウェブサイトで公開します。ただし、質問者名は非公開とします。 |

(4) 選定について

- | | |
|--------|--------------------|
| ① 日 時 | 令和6年2月下旬頃 |
| ② 審査方法 | 書類審査及びプレゼンテーション |
| ③ 審査基準 | 「別紙1 業者選定審査基準」のとおり |
| ④ その他 | 詳細は別途通知します |

(5) 決定・公表

令和6年3月上旬頃

(6) 契約締結

令和6年4月1日（月）

9 応募資格

次の要件をすべて満たす宇部市内に事業所を有する法人とします。

- (1) 事業運営を直接行う者であること。
- (2) 指定実施場所での事業実施が可能であること。
- (3) 法人又はその代表者が、次に該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 事業の実施を委託とみなした場合に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2（議員の兼業禁止、第 142 条（長の兼業禁止）（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項（委員の兼業禁止）の規定に抵触することとなる者
 - ⑤ 国税、県税、市税（個人市県民税を含む）を滞納している者
 - ⑥ 政治団体、宗教団体
 - ⑦ 役員等（応募しようとする者が法人であるときはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいい、応募しようとする者が複数の者から構成されるときは当該構成される個人、団体の代表者又は法人の当該役員若しくは代表者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - ⑧ 暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ⑨ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対し資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下でない法人等であること。

10 応募書類等

(1) 提出書類

- ① 発達障害等相談センター運営事業者応募申請書（様式第 1 号）
- ② 事業計画書（様式第 2 号）
- ③ 収支予算書（様式第 3 号）
- ④ 法人概要書（様式第 4 号）
- ⑤ 法人及び代表者の国税、県税、市税の滞納がないことを証する証明

11 応募書類等の提出

(1) 提出期間

令和 6 年 1 月 15 日（月）から令和 6 年 2 月 9 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで
（持参、郵送ともに、提出期間内に提出先に到着したものに限り）

※土曜日、日曜日及び祝日は除く

(2) 提出部数

正本 1 部及び副本 5 部（副本は複写可）

(3) 提出先

P.4「1.4 問い合わせ先」に同じ

- (4) 提出方法
持参又は郵送
- (5) 作成要領
用紙サイズはA4とし左綴じとすること。

1.2 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募の辞退
応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式第6号）を提出すること。
- (2) 費用負担
応募に関する費用の一切は応募者の負担とします。
- (3) 提出書類の取扱
提出された申請書等の書類は返却しません。
また、提出書類の全部または一部を公開することがあります。
- (4) 申請後の無効又は失格
提出書類に虚偽の記載があった場合や応募資格を満たさない場合は、申請が無効又は失格となる事があります。
- (5) 本募集に関する説明会は実施しません。

1.3 様式

- (1) 発達障害等相談センター運営事業者応募申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 法人概要書（様式第4号）
- (5) 応募質問票（様式第5号）
- (6) 辞退届（様式第6号）

1.4 問い合わせ先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 健康福祉部 障害福祉課 支援係 担当：勝野

電話：0836-34-8523 FAX：0836-22-6052

メールアドレス：syon-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

※メールの件名は「発達障害等相談センター応募関係書類」としてください。